

一宮町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 9月29日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町規則第25号

一宮町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町印鑑条例施行規則（昭和50年一宮町規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

印鑑登録証明書交付申請書

交 付 番 号

一 宮 町 長 様

年 月 日

印 鑑 登 録 者	登録番号			
	住 所	一宮町	番地	
	氏 名			
	必要枚数	通	支払方法	○で囲んでください 現金 キャッシュレス
窓 口 に 来 た 人	1. 本 人 2. 代理人	該当する番号を○で囲んでください。 代理人による申請は、下段を記入してください。		
	住 所			
	氏 名			
	登録者との関係			
		手数料	円	

【 注意 】

1. 印鑑登録証は、必ず添えてください。（登録印鑑は、必要ありません。）
2. 印鑑登録証がないと印鑑証明書は交付できません。
3. 代理人による場合の代理人選任届出等は、必要ありません。